

「国際交流」に係る自己点検・評価書

基準 10-1：海外との研究交流や海外での研究活動が適切に行われていること。

(1) 観点ごとの分析

観点 10-1-① 海外からの研究者の受入や教員の海外派遣が活発に行われているか。また、その際の支援制度が整っているか。

(観点に係る状況)

外国人研究者の受入れは、上越教育大学外国人研究者規程（別添資料 10-1-①-1）に基づき、国際交流推進センターにおいて受入れの可否について審議を行い、受入れを決定している。

過去 5 年間に於ける海外からの研究者の受入れについては、以下の表（資料 10-1-①-A）のとおりである。

(資料 10-1-①-A) 過去 5 年間に於ける海外からの研究者の受入れ実績

年 度	中 国	台 湾	ドイ ツ	チェコ	デンマ ー ク	アメリ カ	フラン ス	スウェ ーデン	ロシア	ポーラ ンド	イギリス	ベリ ー ズ	計
平成 26 年度	5	3				1							9
平成 27 年度	1	2		1	2								6
平成 28 年度	3	1	1	1	1		1						8
平成 29 年度			2			1		1	1				5
平成 30 年度							1			1	1	1	4

※平成 30 年度は 11 月現在

(出典 研究連携課)

外国人研究者は、共同研究に携わるほか、その多くが本学学生、教職員を対象とした講演会を開催している。過去 3 年間の講演会のタイトルは、以下のとおりである。

(資料 10-1-①-B) 過去 3 年間に於ける外国人研究者の講演会開催実績

年 度	国 籍	講演会タイトル
平成 28 年度	中国	多文化の中の中国モンゴル民族と学校教育について
	フランス	明治期における幾何学教科書：書物と数学教育の確信の証拠
	スイス	指導のための数学的知識：授業研究におけるその発展の分析
	チェコ	美術教育における教育プロセスの図像化 生きているアールヌーボー 1900 年：関連性と文脈に関する研究
	デンマーク	教授人間学理論を用いて授業研究を研究
平成 29 年度	スウェーデン	日本の問題解決を使った授業の生態についての研究 ～スウェーデン他でのケーススタディを通して～
	ロシア	社会科の新しい教科内容構成のための社会哲学・ジェンダー研究・生命倫理

	アメリカ	教育を創造する学校経営とは
平成30年度	イギリス	イングランドにおける教師教育改革とその地理学修への影響
	ベリーズ	アメリカの理科教育
	フランス	算数の授業研究における小学校教師の実践についての研究

(出典 研究連携課)

過去3か年(平成28年度～平成30年度)における教職員の派遣実績は、別添の表(別添資料10-1-①-2)のとおりである。

平成28年度における教職員の海外派遣人数は、24か国・地域、延べ95人である。そのうち30日以上長期にわたる派遣は、本学運営経費による研究出張(2件延べ2か国)及び科学研究費補助金による研究出張(1件1か国)であった。

その他の用務による派遣の内訳は、附属小学校オーストラリア交歓(訪問)児童引率(7件)、海外教育(特別)(実践)研究の引率(4件)、海外フィールド・スタディの指導(1件)、短期海外研修プログラムの引率(2件)である。

平成29年度における教職員の海外派遣人数は、31か国・地域、延べ90人である。そのうち30日以上長期にわたる派遣は、本学運営経費による研究出張(1件3か国)、科学研究費補助金による研究出張(延べ3件延べ5か国)、私費による研修(延べ2件4か国)であった。

その他の用務による派遣の内訳は、日韓教育大学学長懇談会出席(2件)、海外教育(特別)(実践)研究の引率(4件)、海外フィールド・スタディの指導(1件)、附属小学校オーストラリア交歓(訪問)に係る事前視察(2件)である。

平成30年度(8月時点)における教職員の海外派遣人数は、18か国・地域、延べ38人である。そのうち30日以上長期にわたる派遣は、本学在外研究支援制度による研究出張(1件)であった。

その他の用務による派遣の内訳は、附属小学校オーストラリア交歓(訪問)児童引率(6件)、海外教育(特別)(実践)研究の引率(2件)、短期海外研修プログラムの引率(2件)である。

本学における社会のグローバル化に対応した教員養成の在り方に係る機能強化に資する、海外との研究交流を積極的に推進するため「海外との研究交流事業」(別添資料10-1-①-3)を実施し、本学教員を海外に派遣または海外の研究者を本学に招へいするための旅費を支援している。

これは、本学の協定校やその他の海外の大学・研究機関との研究交流を推進するため、本学教員を対象に研究テーマを募集し、海外派遣及び招へいのための旅費を支給して海外との研究交流を実施するものである。研究テーマについては、「Ⅰ. 本学の交流協定締結校との研究者交流(共同研究など)」、「Ⅱ. 本学の中期計画・年度計画及び本学が推進する事業の実施に関連するもの」、「Ⅲ. 若手研究者の国際学会等への参加」の3つのカテゴリについて募集を行っていたが、平成29年度からは「新たな交流協定の締結が期待される大学(特に英語圏)との研究者交流」のテーマを追加した。

過去3か年の海外との研究交流事業における海外派遣及び招へいの応募・採択状況は、以下の表(資料10-1-①-C)のとおりである。

(資料10-1-①-C) 過去3年間における海外との研究交流事業における海外派遣及び招へいの応募・採択状況

年 度	予 算 (千円)	応 募	採 択	採択の内訳	
				派遣	招へい
平成28年度	1,400	7	6	韓国 2	台湾 1
				タイ 1	チェコ 1
				イギリス 1	
平成29年度	1,100	8	4	スペイン 1	アメリカ 1
				ドイツ, イタリア 1	
				インドネシア 1	
平成30年度	1,300	5	4	台湾 1	イギリス 1
				イタリア 1	アメリカ 1

(出典 研究連携課)

上記事業の派遣採択者は以下の表(資料10-1-①-D)のとおり国際学会等で研究発表を行った。

(資料10-1-①-D) 過去3年間における海外との研究交流事業における海外派遣状況

年 度	派遣国	研究発表タイトル	発表学会等
平成28年度	タイ	タイ国躰教育の造形ワークショップ指導	
	韓国	教員養成課程における「家庭」の在り方とその実践に関する分析・考察及び発表	XXIII IFHE World Congress2016 International Federation for Home Economics
	韓国	アクティブ・ラーニングによる家庭科授業の成果発表	XXIII IFHE World Congress2016 International Federation for Home Economics
	イギリス	「授業研究」の国際比較に関する共同研究の成果発表	世界授業研究学会 WALIS
平成29年度	スペイン	日本における地域通貨の特徴に関する量的調査についての成果報告	4th International Conference on Social and Complementary Currencies
	ドイツ	注意欠陥多動性障害と抑制制御の弱さとの関連についての報告	20th Conference of the European Society for Cognitive Psychology

また、平成29年度に本学独自の、若手教員のための在外研究支援制度を新設した。本制度は、本学の若手教員の研究支援及び本学のグローバル化を一層推進するため、若手教員を一定期間海外に派遣し、海外での研究活動を支援することを目的として設置され、本学の教育研究上有意義な研究であって、当該研究を遂行することの緊急性及び社会的な要請があるものを対象としている。平成29年度に募集を行い、「知的・発達障害児の実行機能障害とその支援方法に関する研究」の研究テーマで平成30年5月～7月の期間に1名をイタリアに派遣した。

**(分析結果とその根拠理由)**

外国人研究者は、中国、ロシア、アメリカ、ヨーロッパなど海外の様々な地域から本学を訪問し、その専門分野は社会、数学、美術、学校教育（学校分析）など多岐にわたる。受入担当教員との間で共同研究を進めるとともに、平成28年度から平成30年度に受け入れた外国人研究者のうち11名が学生、教職員を対象とした講演会を実施しており、グローバルな視野を持った人材育成に貢献した。また、「海外との研究交流事業」に採択された教員は、海外においてそれぞれの分野で国際学会における研究発表やワークショップでの指導を行い、海外とのネットワークの構築に貢献した。研究交流により得られた成果は報告書として提出するとともに国際交流推進センター発行のニュースレターである「国際交流のひろば」に掲載し、学内外に向けて発信している。

また、新たな在外研究支援制度の設置により、若手教員に海外派遣の機会が提供され、研究の国際性が一層推進された。派遣教員は、現地（イタリア）の大学教授と共同研究や研究発表を行った。

以上のことから、海外からの研究者の受入や教員の海外派遣が活発に行われ、支援体制が整っていると判断する。

**観点10-1-② 国際共同研究が活発に行われているか。**

**(観点到に係る状況)**

本学が平成25年度以降に取り組んだ国際共同研究事業は、次のとおりである。

1) 協定校との研究交流

本学では、協定校ごとに置かれたコーディネーターの教員が協定校の研究者との情報交換の窓口となり共同研究等の研究交流を支援している。

学内公募による海外との研究交流事業（観点10-1-①の項参照）では「交流協定締結校との研究者交流（共同研究など）」の区分を設けており、平成25年度は3件の派遣と1件の招へい、平成26年度は1件の派遣、平成27年度は2件の派遣、3件の招へい、平成28年度は2件の招へい、平成29年度は1件の招へいによる協定校との研究交流を実施した。

2) ヴォー州教育大学との共同研究

スイスのヴォー州教育大学と、グローバル教員育成のためのプロジェクト型国際学生プログラムを通じて共同研究が行われている。このプログラムは、ヴォー州教育大学と本学の少人数の教員及び学生のグループが、約半年間のオンラインでの協働及び1週間ずつの相互訪問を通して、教育に関する共同研究プロジェクトを推進するものである。平成29年10月にヴォー州教育大学から学生4名及び教員1名が本学を訪問し、附属学校や上越市内の学校の授業参観、本学のプロジェクト参加学生とのミーティング等の交流を行った。また、平成30年2月には本学学生4名及び教員2名がヴォー州教育大学を訪問した。本プログラムの実施により、参加学生の国際的視野の獲得、教育についての理解

の深化，英語力の向上が図られた。

このプログラムを通じた共同研究の成果が国際学会で発表された。

この研究を通じて，平成 30 年 8 月からヴォー州教育大学の教育研究助手を外国人研究者として受入れた。

### 3) 南華大学（台湾）との共同研究

科学研究費補助金による研究「植民地被統治民衆子弟生徒のアジア認識及び日本認識の変遷に関する総合的研究」を台湾や韓国の共同研究者と実施している。本研究は，植民地統治期における被統治民衆子弟の在籍する校友会雑誌等に焦点をあて，中国，台湾，朝鮮半島の校友会雑誌等（戦前），同窓会雑誌（戦後）等を収集・複写し，日本人以外の生徒のアジア認識・日本認識に関する記述の変遷の分析，教育史的な考察を行うものである。平成 28 年度，29 年度には中国，台湾，韓国においてそれぞれの国の共同研究者の協力を得て聞き取り調査を行った。

平成 30 年 11 月には，台湾の南華大学において国際学術検討会議を本学との共催により開催した。

「日本植民地期における台湾の教育と東アジアに対する認識」をテーマとして基調講演及び論文発表を行い，日本と密接な関係にある東アジアの，アジア・日本認識の源流及び変遷，今日的課題を検討した。

### 4) 国際学会の開催

平成 30 年 5 月に，上越・妙高・糸魚川地域を会場として「国際教師教育学会日本大会」を本学と国際教師教育学会の共催により開催した。

「ポスト国民国家時代の教師教育－福祉社会の教育へ向けて－」という大会テーマに沿って「教師」「学校」「公教育」の全体を俯瞰する全体会では，本学の教員も含めそれぞれ専門領域の異なる専門家が協力して企画し，研究発信を行った。参加者は，世界 16 개국より学会員 41 名，同伴家族 11 名，基調講演者 7 名（うち 2 名は学会員）総勢 57 名であった。本学会の日本大会が，本学がホスト大学となって実現したことにより，学会から本学に感謝状が贈られた。

### 5) 外国人研究者の受入れ

平成 26 年度～平成 30 年度における外国人研究者の受入状況は，観点 10-1-①の表（資料 10-1-①-A 再掲）のとおりである。各外国人研究者は，受入教員・学系の支援を得て，本学において各々の研究テーマに従い，研究活動を行った。

## （分析結果とその根拠理由）

海外との研究交流事業では，毎年度協定校との研究者交流が行われている。また，ヴォー州教育大学とは，国際学生プログラムを通じて本学と交流協定を締結した。今後も同プログラムの実施及びその成果に基づく共同研究を通じて学生交流と研究者交流が継続される予定である。

本学との共催により南華大学において開催された国際学術検討会議には，台湾をはじめ，日本，中国，韓国等から約 200 人の参加者があり，テーマに関する意見交換，情報交換が行われた。

以上のことから，国際共同研究が活発に行われていると判断する。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

### 【優れた点】

- 海外からの研究者の受入れ，共同研究，教員の海外派遣は，学内募集の制度等により実施されており，協定校との連携，相互交流が進められている。

- 文部科学省の競争的資金や科学研究費補助金，その他の外部資金の獲得により，海外からの研究者の受入れ，共同研究，教員の海外派遣が活発に行われている。

**【改善を要する点】**

- 特になし

基準10-2：海外との教育交流，学生の海外研修及び留学生交流が適切に行われていること。

(1) 観点ごとの分析

観点10-2-① 海外協定校との教育交流活動が活発に行われているか。また，そうした活動を奨励する方針が策定されているか。

(観点到に係る状況)

平成30年度6月の時点での本学の協定校は，8か国・地域の11大学等（資料10-2-①-A）である。

(資料10-2-①-A) 海外の交流協定校（平成30年6月現在）

大学等名	国名・地域名	協定締結年月
哈爾濱師範大学	中国	平成7年8月
韓国教員大学校	韓国	平成8年12月
アイオワ大学教育学部	アメリカ合衆国	平成10年6月
北京師範大学	中国	平成13年11月
チャナッカレ・オンセキズ・マルト大学	トルコ	平成17年12月
国立嘉義大学	台湾	平成18年10月
内蒙古民族大学	中国	平成18年10月
ウェストミンスター・スクール	オーストラリア	平成21年6月
カレル大学	チェコ	平成27年4月
国立清華大学	台湾	平成29年11月
ヴォー州教育大学	スイス	平成30年3月

(出典 研究連携課)

本学では，これらの協定校との交流を推進するため，協定校ごとにアドバイザーの教員を配置し，各種交流の連絡調整を行うとともに，留学を希望する学生の相談に対応している。

これらの協定校とは，一部を除き，学生交流に関する協定書・覚書を取り交わしており，検定料，入学科料，授業料を互いに不徴収とした1年以内の短期留学生の派遣・受入れを行っている。

過去5か年の短期留学生の派遣・受入れの状況は，以下の表（資料10-2-①-B）のとおりである。

(資料10-2-①-B) 過去5年間の短期留学生の派遣・受入れの状況

大学名	区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
哈爾濱師範大学	派遣		1			
	受入	2	3	3	3	2
チャナッカレ・オンセキズ・マルト大学	派遣					
	受入					
国立嘉義大学	派遣					

	受入			1		1
内蒙古民族大学	派遣					
	受入	2	2	2	2	3
カレル大学	派遣		2	1	1	
	受入				1	
国立清華大学 (新竹教育大学)	派遣	1				
	受入	2	1	1		
計	派遣	1	3	1	1	
	受入	6	6	7	6	6

(出典 研究連携課)

これらの短期留学生の一部は、派遣、受入れともに独立行政法人日本学生支援機構が行っている海外留学支援制度に基づくもので、同機構からの奨学金の交付を受けている。同制度による派遣留学生は、協定校への短期留学希望学生の募集を行い、日本学生支援機構から派遣枠の配当があった場合に、当該派遣留学希望者に対し国際交流推進センターが面接等による選考審査を行い、派遣留学生を決定している。また、受入留学生は、協定校からの推薦のあった候補者について、特別聴講学生として出願してもらい受入れの審査を行っている。

派遣については、中期計画・年度計画に基づき、毎年留学説明会（別添資料 10-2-①-1）を開催し、協定校の紹介、協定校に留学した学生の留学体験談の発表、上述の海外留学支援制度に基づく短期留学生の募集案内、「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」などの留学に関する奨学金の案内を行っている。

また、留学説明会以外にも大学ホームページ、学生手帳、国際交流推進センター発行のニュースレターである「国際交流のひろば」への記事掲載、学部及び大学院の新生オリエンテーションにおけるガイダンスなどにより、協定校及び協定校との交流プログラム並びに海外留学に関する広報、情報提供を行っているほか、国際交流推進センター専任教員や協定校アドバイザーが、留学に関する相談に対応している。

なお、協定校への短期留学を推進するため、上越教育大学基金の「上越教育大学派遣留学生助成事業」（別添資料 10-2-①-2）により、留学費用援助のための奨学金の交付を行っている。

協定校からの留学については、哈爾濱師範大学、内蒙古民族大学、国立清華大学に統合される前の新竹教育大学から毎年度 2～3 名程度の留学生を特別聴講学生として受け入れている。また、本学からの留学（派遣）が多いカレル大学からも、平成 29 年度に 1 名の留学生を受け入れ、相互の交流を行った。

ホームページ上に日本語と中国語併記の「留学案内」（別添資料 10-2-①-3）を掲載・公開し、協定校からの留学希望者に情報提供を行っている。

協定校との教育交流事業としては、留学生の派遣・受入れ以外には、学部及び大学院の授業科目として実施されている「海外教育（特別）（実践）研究」がある。

「海外教育（特別）（実践）研究」は、協定校訪問を含む短期の海外研修プログラムとして実施しているが、これについては、観点 10-2-②の項において詳述する。

このほか、協定校からの短期プログラムの受入れを行っている。過去 5 か年の受入れ状況は、次の表（資料 10-2-①-C）のとおりである。

(資料10-2-①-C) 過去5年間の協定校からの短期プログラムの受入れ状況

年度	受入大学等	日程	訪問者
平成26年度	ウェストミンスター・スクール	10月1日～10月4日	生徒13名, 引率者2名
平成27年度	韓国教員大学校	2月16日～2月19日	学生10名, 引率職員2名
平成28年度	国立嘉義大学	8月18日	教員等24名
平成29年度	韓国教員大学校	7月4日～7月8日	学生11名, 引率者2名
	ウェストミンスター・スクール	10月3日～10月7日	学生4名, 引率者3名
	国立嘉義大学	1月21日～1月23日	学生26名, 教員等10名
平成30年度	国立嘉義大学	1月20日～1月30日 (予定)	学生20名程度(予定)

(出典 研究連携課)

韓国教員大学校からの受入れは、本学教員による特別授業、韓国教員大学校学生による附属学校での授業実践、本学学生との課外活動（アカペラサークル、ストリートダンス、茶道など）による交流、上越市内の見学のほか、「海外教育（特別）（実践）研究C」で韓国教員大学校を訪問した学生との交流などを行い、プログラム終了後には本学から修了証書を交付している。ウェストミンスター・スクールは児童・生徒の訪問であることから、主に附属小学校での交流を行っている。附属小学校からも隔年でウェストミンスター・スクールを訪問しており、相互交流が行われている。国立嘉義大学は、学生のみでなく研究者も受入れ、附属学校園の訪問、上越市内見学の他、学生同士、研究者同士の情報交換会などを行った。

国際交流推進センターでは、「上越教育大学国際交流推進センターの国際戦略及び国際交流に係る基本方針～第3期中期目標・中期計画に向けた目標管理計画（ロードマップ）～」(別添資料10-2-①-4)に掲げる「異文化コミュニケーション能力と異文化理解マインドをもった教員養成の一層の充実」という目標を踏まえ、中期計画・年度計画にしたがい、この目標を実現するため、上述した協定校との教育交流活動をはじめとする学生の海外研修・交流プログラムの開発・充実を図っている。

(分析結果とその根拠理由)

国際交流推進センターが策定した基本方針のもと、留学生の派遣・受入れが実施されている。派遣については本学独自の奨学金事業により、海外への留学を希望する学生への支援を行っている。また、協定校からのプログラムの受入れが定期的に行われている。

以上のことから、海外協定校との教育交流活動は活発に行われており、活動を奨励する方針が策定されていると判断する。

観点10-2-② 学生の短期海外研修が定期的に行われているか。

(観点に係る状況)

本学における学生の短期海外研修として、学部及び大学院にそれぞれ開設されている授業科目「海外教育（特別）（実践）研究A～C, E」、大学院に開設されている授業科目「海外フィールド・スタディ」がある。(資料10-2-②-A)

(資料 10-2-②-A) 学部及び大学院に開設されている授業科目「海外教育（特別）（実践）研究」

<p>【学 部】異文化理解科目 実習 2 単位, 自由科目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外教育研究 A (オーストラリア)</li> <li>・海外教育研究 B (アメリカ合衆国)</li> <li>・海外教育研究 C (韓国)</li> <li>・海外教育研究 E (台湾)</li> </ul> <p>【大学院 (修士課程)】</p> <p>学校教育研究に関する科目 実習 2 単位, 選択科目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外教育特別研究 A (オーストラリア)</li> <li>・海外教育特別研究 B (アメリカ合衆国)</li> <li>・海外教育特別研究 C (韓国)</li> <li>・海外教育特別研究 E (台湾)</li> </ul> <p>【大学院 (専門職学位課程)】</p> <p>プロフェッショナル科目 実習 2 単位, 選択科目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外教育実践研究 A (オーストラリア)</li> <li>・海外教育実践研究 B (アメリカ合衆国)</li> <li>・海外教育実践研究 C (韓国)</li> <li>・海外教育実践研究 E (台湾)</li> </ul>
--

(出典 研究連携課)

過去 6 年間の実施状況は、以下の表 (資料 10-2-②-B) のとおりである。

(資料 10-2-②-B) 過去 6 年間の学生の短期海外研修授業科目の実施状況

年 度	科 目	訪 問 先	参加学生数			引率 職員
			学 部	大学院	計	
平成 25 年 度	A	ウェストミンスター・スクール, シドニー	10	2	12	2
平成 26 年 度	B	アイオワ大学, 現地諸学校, ニューヨーク	9	3	12	2
	C	韓国教員大学校, ソウル	4	1	5	2
平成 27 年 度	A	ウェストミンスター・スクール, シドニー	5	4	9	2
	C	国立嘉義大学, 台北	7	5	12	3
平成 28 年 度	C	韓国教員大学校, ソウル	0	9	9	2
	B	アイオワ大学, 現地諸学校, ロサンゼルス	10	4	14	2
平成 29 年 度	A	ウェストミンスター・スクール, シドニー	4	2	6	2
	E	国立嘉義大学, 台北	2	7	9	2
平成 30 年 度	C	韓国教員大学校, ソウル	0	5	5	2
	B	アイオワ大学, 現地諸学校, ロサンゼルス	9	4	13	2

(出典 研究連携課)

本授業科目は、海外の教育現場の視察やその他の交流をとおして、実際に異文化を体験することにより、海外の教育事情や異文化に対する理解を深めることを目的としており、約10日間の海外研修の他に、語学学習を含めた事前学習・準備から帰国後の報告会、報告書作成までをその授業内容としている。

本授業科目は、「海外教育（特別）研究」の1科目として年度により異なる国で実施していたものを、プログラム内容の充実を図るため、平成18年度入学者の教育課程から、実施国別の授業科目に分け、複数科目を開設することとしたものである。このことにより、本プログラムの実施（訪問）国を明確にし、各実施先の特徴を活かしたプログラムと事前学習を充実させるとともに、学生が複数の科目（プログラム）を受講することが可能となった。専門職学位課程の設置により、平成26年度には「海外教育実践研究」を開設した。

さらに平成28年度には「海外教育（特別）（実践）研究E」（台湾）を開設した。

海外研修におけるプログラムの内容は、協定校等の訪問・交流や現地の小・中・高等学校の視察、授業参観、授業実践、その他文化施設等の見学である。授業実践は、現地の学校における外国の子どもたちとの直接的なふれ合い体験としてプログラムの中心に据えている。実際の授業体験を通じて異文化理解を図ることを目指し、「異文化コミュニケーション能力と異文化理解マインドをもった教員の養成」という本学国際交流推進の目標に沿うようにプログラムの充実を図ってきた。

また、本授業科目は、国際交流推進センターが科目開設の主体となっており、授業科目担当者として授業の計画、実施から受講者の評価までを担っている。各年度に開講される授業は、協定校と調整の上、協定校交流推進部会において決定される。

AとBは、ともに英語圏で実施するプログラムであり、交互に隔年開講している。これらの科目では、異文化理解の深化とともに、外国語コミュニケーション能力の育成を図ることを目的とし、プログラムの充実を図ってきた。なお、平成21年度にAの研修受入れ先として交流を行ってきたオーストラリアのウェストミンスター・スクールとの間で交流協定を締結したことにより、プログラムの一層の充実を図ることができた。

また、Cについては、韓国教員大学校との学生交流事業として実施していた短期留学プログラムを授業科目化したものである。

海外教育（特別）研究A～C、Eの各科目の内容は、授業シラバス（別添資料10-2-②-1）のとおりである。

平成19年度から実施されている「海外フィールド・スタディ」は、他国の教育現場での授業参観、TA（Teaching Assistant）、授業実践（実習）、ホームステイなどを通し、見聞を広げ、多文化への理解を深めることによって、教師としての力量を高めること、同時に英語力の向上を目標とするインターンシップ科目であり、オーストラリアにおいて約1ヶ月にわたり実施している。（別添資料10-2-②-2）

本授業科目の現地実習は、オーストラリアの公立学校において実施していたが、平成22年度からは、平成21年に交流協定を締結したウェストミンスター・スクールにおいて実施することとし、同校との連携により、プログラムの充実を図った。平成25年度～平成27年度までは担当教員の不在により実施されなかったが、平成28年度から再び実施され、平成28年度、平成29年度に各1名の学生が参加した。

このほか、主に海外の文化に触れることを目的とした、全学向け自由参加（単位なし）のプログラムとして、短期海外研修プログラムを平成27年度から実施している。中国、台湾の協定校の協力を得て、協定校や附属学校、近隣の学校等の視察や文化研修を行っている。（別添資料10-2-②-3）

（分析結果とその根拠理由）

学生の短期海外研修は、「海外教育（特別）（実践）研究」及び「海外フィールド・スタディ」が授業科目として開設され、定期的実施されており、そのプログラム内容についても協定校の協力により充実が図られている。

以上のことから、学生の短期海外研修が定期的に行われていると判断する。

観点10-2-③ 異文化理解に関する教育が行われているか。

（観点到に係る状況）

本学学校教育学部教育課程では、「異文化理解科目」（資料10-2-③-A）の授業科目が開設されており、異文化理解と異文化理解のために必要とされる外国語コミュニケーション能力の育成が図られている。

（資料10-2-③-A）平成30年度 学部「異文化理解科目」開講授業科目

授 業 科 目 名	単位区分・単位数・標準履修年次	H29 単位取得者数	H30 受講者数
コミュニケーション英語AⅠ	必修 P 1 1年次	169	251
コミュニケーション英語AⅡ	必修 P 1 1年次	172	173
コミュニケーション英語BⅠ	必修 P 1 1年次	166	303
コミュニケーション英語BⅡ	必修 P 1 1年次	170	169
コミュニケーション英語CⅠ	必修 P 1 2年次	166	310
コミュニケーション英語CⅡ	必修 P 1 2年次	167	179
ドイツ語・ドイツ事情	選択必修 S 2 1年次	16	0
中国語・中国事情	選択必修 S 2 1年次	87	184
ロシア語コミュニケーション	選択必修 S 2 1年次	1	6
韓国事情	選択必修 S 2 1年次	60	59
フランス教育文化事情	選択必修 S 2 1年次	7	15
スラブ文化事情	選択必修 L1S1 1年次	1	0
国際交流セミナー	選択必修 S 2 2年次	2	0
日本語・日本事情Ⅰ	選択 S 2 1年次	3	6
日本語・日本事情Ⅱ	選択 S 2 1年次	0	7
海外教育研究A	自由 P 2 1年次	4	（休講）
海外教育研究B	自由 P 2 1年次	（休講）	9
海外教育研究C	自由 P 2 1年次	（休講）	0
海外教育研究E	自由 P 2 1年次	2	（休講）

（出典 研究連携課）

上記授業科目のうち、海外教育研究A、海外教育研究B、海外教育研究C、海外教育研究Eは、国際交流推進センターが担当している。

本学大学院学校教育研究科（修士課程）では、「海外教育研究に関する科目」（資料10-2-③-B）に授業科目が開設されており、異文化理解が図られている。各授業科目は、国際交流推進センターが担当

している。

(資料 10-2-③-B) 平成 30 年度 大学院修士課程「海外教育研究に関する科目」開講授業科目

授 業 科 目 名	単位区分・単位数	H29 単位取得者数	H30 受講者数
海外教育特別研究 A	選択 P 2	2	(休講)
海外教育特別研究 B	選択 P 2	(休講)	4
海外教育特別研究 C	選択 P 2	(休講)	5
海外教育特別研究 E	選択 P 2	5	(休講)
海外フィールド・スタディ	選択 P 4	1	2

(出典 研究連携課)

本学大学院学校教育研究科（専門職学位課程）では、「プロフェッショナル科目」に授業科目（資料 10-2-③-C）が開設されており、異文化理解が図られている。各授業科目は、国際交流推進センターが担当している。

(資料 10-2-③-C) 平成 30 年度 大学院専門職学位課程「プロフェッショナル科目」異文化理解に関する開講授業科目

授 業 科 目 名	単位区分・単位数	H29 単位取得者数	H30 受講者数
海外教育実践研究 A	選択 P 2	0	(休講)
海外教育実践研究 B	選択 P 2	(休講)	1
海外教育実践研究 C	選択 P 2	(休講)	0
海外教育実践研究 E	選択 P 2	2	(休講)
海外実践フィールド・スタディ	選択 P 4	0	0

(出典 研究連携課)

また、平成 29 年度、平成 30 年度には、「人間教育学セミナー」にて、新入生に対し異文化理解の重要性をテーマに国際交流推進センター専任教員が授業（1 コマ）を担当した。

教育課程における授業科目以外にも、異文化理解を深めるためのプログラムとして、前項までで述べた協定校との教育交流活動や学生の短期留学（観点 10-2-①の項参照）があり、これらのプログラムについては、新入生オリエンテーション、留学説明会などの機会を通じて学生への周知を行っている。

また、学内における国際交流行事などにおいても、学生の積極的な参加を求め、外国人との直接的な交流の機会を設けることで、異文化理解及び外国語コミュニケーション能力の育成を図っている。具体的な事例としては、「ウェストミンスター・スクール（オーストラリア）訪問団受入れ」（平成 26 年 10 月、平成 29 年 10 月）、「韓国教員大学短期留学プログラム（受入れ）」（平成 26 年 2 月、平成 28 年 2 月、平成 29 年 7 月）、「国立嘉義大学（台湾）訪問団受入れ」（平成 30 年 1 月）などについて、交流参加学生の募集を行った。また、留学生による語学講座や留学生・日本人学生・教職員等が集まって世界の文化・生活・言葉などを語り合う「世界を語ろう！」にも学生の参加を募った。過去 3 年間の参加者（留学生、日本人学生、教職員）は、平成 27 年度 96 人（全 5 回）、平成 28 年度 63 人（全 4 回）、平成 29 年度 64 人（全 4 回）であった。

このほか、国際交流ファシリテーター養成事業（平成29年度までは国際交流インストラクター養成事業）を新潟県国際交流協会と業務委託契約を締結し実施している（別添資料10-2-③-1）。本事業は、授業等で国際理解教育及びワークショップに関する研修を受けた学生が、新潟県国際交流協会から認定を受け近隣の小・中・高校に出向いて、様々なテーマで国際理解や環境教育、異文化理解に関するワークショップを行うものである。県内の複数の大学が参加しており、本学も平成24年度から参加している。（各年度の参加者数：平成24年度 14名、平成25年度 18名、平成26年度 実施なし、平成27年度 17名、平成28年度 16名、平成29年度 32名、平成30年度 22名）

（分析結果とその根拠理由）

異文化理解に関する科目が多数開設されており、多くの学生が受講し単位を取得している。また、「海外教育（特別）（実践）研究」の受講や協定校からの受入プログラム、留学生が主体となって行う行事への参加により、外国人学生との直接的な交流を通じて、異文化コミュニケーション能力と異文化理解マインドを持った教員養成の充実が図られている。

以上のことから、異文化理解に関する教育が行われていると判断する。

観点10-2-④ 外国人留学生を積極的に受入れているか。また、支援制度・設備が整っているか。さらに、外国人留学生と地域の交流を深めるための支援制度があるか。

（観点に係る状況）

外国人留学生の過去5年間の在籍状況は以下の表（資料10-2-④-A）のとおりである。

（資料10-2-④-A）過去5年間の外国人留学生の在籍状況（各年度5月1日現在）

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
博士課程学生	3	2	1	2	4
修士課程学生	9	11	19	26	22
学 部 学 生	0	0	0	0	0
特別聴講学生	7	8	6	7	6
研 究 生	10	6	8	4	4
計	29	27	34	39	36
うち協定校受入れ	9	10	8	11	8

（出典 研究連携課）

本学では、平成28年3月に「上越教育大学国際交流推進センターの国際戦略及び国際交流に係る基本方針～第3期中期目標・中期計画に向けた目標管理計画（ロードマップ）～」(別添資料10-2-①-4再掲)を定め、その方針に則り、質の高い外国人留学生を積極的に受け入れている。また、協定校からの受入れも積極的に推進している。

特別聴講学生の出願時に、日本語能力の要件として、日本語能力試験N2（旧2級）以上の合格又はJ.TEST 実用日本語検定A-Dレベル試験準B級以上の合格を課しているが、日本語能力試験で一定水準に達していない場合も受入れの検討が可能となるよう、一部の協定校について特別聴講学生出願要項の見直

しを行い、出願の機会を広げた（別添資料 10-2-④-1）。

ホームページ上に日本語と中国語が併記された「留学案内」（別添資料 10-2-①-3 再掲）を掲載・公開している。また、帰国外国人留学生ネットワークのホームページを開設し、行事等の情報を毎月発信することにより、留学生の受入れ促進を図っている。

外国人留学生の支援制度・設備に関しては、「修学支援」「生活支援」「日本語支援」「連携支援」の4つの目標を柱に具体的支援を行ってきた（別添資料 10-2-④-2）。また、支援目標と具体策についての理解と協力を求めるために、外国人留学生及びチューターにも説明会を実施している。

国際交流推進センターにおいて外国人留学生支援の業務を行う留学生支援部会では、毎年度当初に各支援担当と用務分担を決め、業務にあたっている（別添資料 10-2-④-3）。

留学生に対して実施している主な支援制度は以下のとおりである。

- 「外国人留学生との意見交換会」を実施し、外国人留学生支援を充実させる機会として、外国人留学生からの意見や要望を聴く会を設けている。なお、留学生から要望のあった事項ですぐに対応できるものについては対応し、留学生の問題解決に努めている（別添資料 10-2-④-4）。
- 渡日1年以内の留学生と上越市以外から入学した留学生に対してチューターを配置し、留学生の勉学や生活面でのサポートを行っている他、日本語学習指導チューターや、修士論文を作成する大学院2年の留学生に論文チューターを配置し、大学院学生が留学生に個別に日本語指導等を行い、留学生の学習の向上を図っている。
- 私費外国人留学生に対し、上越教育大学基金による「上越教育大学私費外国人留学生奨学事業」を実施し、年額5万円を10人に支給している（別添資料 10-2-④-5）。
- 外国人留学生の日本語に対する不安を除き、日本語運用能力の向上を図るとともに、日本文化等の理解が一層可能となるよう支援し、専門教育の理解の充実を図るため、日本語補講を実施している。日本語レベルを初級と上級のクラスに分けて行っていたが、留学生から中級クラスを設けてほしいとの要望があり、初級クラスの授業で中級レベルの指導も行うよう改善を図った。
- 日本語検定協会が実施する「J.TEST 実用日本語検定」を外国人留学生に受験させている。本検定は日本語を母語としない外国人の日本語能力を客観的に測定できる試験として実施されており、毎回難易度が一定であるため、複数回受験することにより日本語能力の進歩がわかりやすい試験となっている。本検定の結果にあわせた日本語支援を行うことで、各外国人留学生の日本語能力の向上を図っている（別添資料 10-2-④-6）。
- 国際学生宿舎を提供して留学生の住環境を整備し、アパート等を借りる際の保証人問題や経済的負担などに留学生が煩わされることのないよう配慮している。

外国人留学生と地域との交流を深めるための支援については、社団法人上越国際交流協会と連携しており、外国人留学生が上越国際交流協会の活動に参加するなどして、市民との交流などを行っている。また、日頃から本学の国際交流活動及び外国人留学生等の支援に協力いただいている地域の方々とは本学教職員・留学生等が意見交換を行い、本学の国際交流推進に役立てるとともに相互の親睦を深めることを目的とした「上越教育大学国際交流のつどい」（別添資料 10-2-④-7）を毎年3月に実施し、留学生の発表や懇親会で地域の方々との親睦を深めているほか、「留学生が語る／留学生と語る会」を開催し、留学生が自国の紹介などを行い、留学生と日本人学生・地域の方々語り合う機会を提供している。平成28年度は「恋愛」と「結婚」、上越の食、をテーマに2回実施し、64名の参加者があった。平成29年度は住まいとくらしをテーマにシェアハウスの見学等を行い、23名が参加した。また平成30年度は直江津のまちあるきと水族館の見学を行い、30名が参加した。毎年それぞれのテーマに合わせて留学生が発表を行い、地

域の方々から意見をいただくことにより交流を深めている。

本学の外国人留学生を地域の学校機関に派遣し、学校現場の国際理解教育の一助となるとともに、留学生の日本や上越地区に対する理解を深める交流事業となることを目的とした「国際理解教育派遣プロジェクト」（別添資料10-2-④-8）を実施しており、近隣の学校からの異文化理解及び国際交流の学習を行うことを目的とした依頼により、留学生を派遣している。平成28年度～平成30年度には、上越市内の中学校・高等学校のほか、長野県的高等学校からも依頼があり、延べ8校を訪問した。留学生は各回2～4名で訪問し、自国の紹介などを行い学生と交流した。

地域の学校に在籍する外国につながる児童生徒に修学支援を行う事業「外国人児童生徒修学支援プロジェクト」を平成22年度から実施しており、平成29年度からは「外国につながる子どもたちへの修学支援事業」と名称を変更し、国際交流推進センターの事業としての位置づけを行った（別添資料10-2-④-9）。取組により外国人留学生と地域との交流を一層促進することはもとより、地域貢献を担うこととなる。

#### （分析結果とその根拠理由）

外国人留学生については、質の確保に配慮しながら、積極的に受け入れていると判断される。平成28年度からの中期計画における受入れの数値目標（30人以上）を上回る留学生を受け入れている。

外国人留学生支援については、留学生支援に関する4つの支援目標と具体的方策に基づき、一層の充実が図られた。

以上のことから、外国人留学生を積極的に受け入れており、支援制度・設備が整っていると判断する。

#### (2) 優れた点及び改善を要する点

##### 【優れた点】

- 海外との教育交流、学生交流、海外研修などの活動について、教員養成系の単科大学としては、質・量ともに十分評価できるレベルにあると考える。
- 外国人留学生受入れのための支援及び環境整備については、各種支援の方策を実施に移し、着実に支援の効果をj得ている。特に、留学生に受験させている「J.TEST 実用日本語検定」において、平成28年度、平成29年度に優秀な成績（特A）を得た留学生が、本学の学生表彰を受けた。これは留学生本人の努力はもちろんのこと、受入教員やチューター、日本語補講などのサポートによる成果といえる。

##### 【改善を要する点】

- 海外教育（特別）研究などの海外研修プログラムの充実が図られたが、その実施においては、大学側も参加学生も一定の費用負担を要するものである。今後、プログラムを継続するに当たっては、学生のニーズ、参加状況などを勘案し、評価・検討を行う必要がある。

基準10-3：国際交流を推進する組織が設置され、機能していること。

(1) 観点ごとの分析

観点10-3-① 国際交流を推進する組織が設置され、本学の国際交流の目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。

(観点に係る状況)

本学の特色を活かし、国際的な学生交流及び学術交流の推進並びに教育研究の充実を図るとともに、学校及び地域社会等との連携により、国際的視野を持った人材を養成することを目的として平成26年度に国際交流推進センターが設置された(別添資料10-3-①-1, 10-3-①-2, 10-3-①-3, 10-3-①-4)。

国際交流推進センターは、センター長、国際交流専任教員、国際交流推進センターに兼務する教員、協定校アドバイザー、その他必要な職員により組織されている(別添資料10-3-①-5)。

国際交流推進センターの業務内容は、次のとおりである。

- (1) 国際戦略及び国際交流に係る基本方針に関すること。
- (2) 大学間交流協定校の締結に関すること。
- (3) 大学間交流協定校等との学生交流及び研究者交流に関すること。
- (4) 学校や地域と連携した留学生交流及び学術交流に関すること。
- (5) 外国人留学生の受入及び教育に関すること。
- (6) 学生の海外派遣に関すること。
- (7) 学生の異文化理解教育に関すること。
- (8) 研究者交流に関すること。
- (9) 国際交流の推進に係る研究開発及び各種プロジェクト等に関すること。
- (10) その他国際交流推進センターの目的を達成するために必要な業務に関すること。

国際交流推進センターでは、平成28年3月に「上越教育大学国際交流推進センター国際戦略及び国際交流に係る基本方針」を定め、以下の事項を方針の核としている。

(1) 異文化理解教育の充実

学部及び大学院の教員養成課程における異文化理解に関するカリキュラムの充実を図るとともに、異文化を体験することを重視し、海外の教育・文化に直接に触れることができる海外教育研究や海外フィールド・スタディの充実及び、語学研修やインターンシップなどの各種海外研修プログラムの開発を行う。また、異文化理解教育の指導力の育成、コミュニケーション能力の育成をめざして、外国語を用いた授業づくりなどの教育実践を推進する。

(2) 教育研究成果の積極的海外への発信

本学の持っている教員養成の総合的力、教科教育のノウハウ等について、協定校をはじめ世界に向けて発信する国際戦略・ネットワークを構築し、海外での授業(集中講義)、講演会、講習会などの機会を教員に提供する。また、海外からの研究者の受入れ・共同研究を積極的推進するとともに、若手教員や実務教員をはじめ教員の海外派遣(研究員)、国際研究プロジェクトや国際学会の参加などの研究交流事業をサポートする。

(3) 学生海外派遣の推進

日本人学生の海外派遣留学を一層促進するために、教育実習の履修のための要件等への柔軟化、海外大学で履修した授業科目の単位化などの諸方策を構築するとともに、留学情報発信機能及び留学指導の充実、短期留学機会の拡充、語学講座の開設、官民協働海外留学支援制度（トビタテ留学）などの留学支援に努める。また、大学院生（特に現職教員）に対して国際学会での研究発表や海外での調査研究などの活動を奨励する。

(4) 留学生受け入れの推進

優秀な留学生を受け入れるために、協定校との連携を深め、協定校推薦による留学生特別選抜や協定校による日本語教育の強化などの施策を実施する。また、留学情報発信機能の充実、留学生を対象とした教育プログラム及びチューター制度の充実、生活や修学上のきめ細かい支援を図るとともに、学生宿舍などの受入体制充実、産業界と連携した就職支援、帰国留学生のフォローアップ体制の充実など留学生と日本人学生が共に学ぶ環境を構築し、キャンパスの国際化を促進する。

(5) 地域に根ざした国際交流・国際貢献活動の推進

留学生と地域社会の相互交流を活性化することにより、留学生が地域の一員として、地域の国際交流、多文化共生の町づくりなどに参加するように促進するとともに、日本人学生及び留学生による外国人児童生徒への修学支援などの地域社会や学校からのニーズに応じた支援事業を積極的に行う。また、教員養成・研修のモデル大学として、学校及び地域社会と連携し、本学の特色を生かした国際協力を推進する。

(分析結果とその根拠理由)

本学の国際交流、留学生交流の充実・発展のための中心的な役割を担う国際交流推進センターが設置され、関係委員会の整備、基本方針の策定が行われ、センターの目的である国際的な学生交流及び学術交流の推進、教育研究の充実、地域社会等との連携、国際的視野を持った教員の養成を行うための体制が整った。

以上のことから、国際交流を推進する組織が設置され、本学の国際交流の目的を達成するためにふさわしい計画や具体的な方針が定められていると判断する。

**観点10-3-② 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。また、活動の実績及び学生等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。**

(観点に係る状況)

国際交流推進センターの基本方針に基づき「上越教育大学国際交流事業計画」を毎年度策定し、ホームページ上に掲載し周知するとともに、計画に沿って実施している。

平成27年度から平成29年度までに国際交流推進センターが実施した主な事業は、次のとおりである。

1) 外国人留学生の交流事業

外国人留学生との意見交換会、留学生スキーのつどい、バスツアー（日本文化研修）、留学生が語る／留学生と語る会、国際交流のつどい、国際理解教育派遣プロジェクト

2) 外国人留学生支援のための事業

留学生オリエンテーション、日本語補講の実施、留学生チューターの配置、J.TEST 実用日本語検定受験の実施、入国管理局への取次申請

3) 学生の海外留学推進及び海外研修事業

留学説明会，海外教育（特別）（実践）研究，海外留学支援制度による派遣留学生の募集・選考

4) 海外協定校等との交流事業

交流協定締結（平成 28 年度：コペンハーゲン大学（デンマーク）との Erasmus+ に係る大学間協定締結，平成 29 年度：国立清華大学，ヴォー州教育大学），交流協定更新締結（平成 27 年度：アイオワ大学，チャナッカレ・オンセキズ・マルト大学，平成 28 年度：哈爾濱師範大学，国立嘉義大学，内モンゴ民族大学），韓国教員大学校短期留学プログラム（受入れ），ウェストミンスター・スクール初等部訪問団の受入れ，国立嘉義大学訪問団の受入れ

5) 海外との研究交流推進のための事業

学内公募による教員の研究交流（派遣・招へい），外国人研究者の受入れ

6) その他国際交流・外国人留学生に関する情報発信を目的とした「国際交流のひろば」及びメールニュースの発行，大学ホームページ掲載内容の充実

**（分析結果とその根拠理由）**

各事業は，国際交流推進センターの基本方針に基づき，協定校や留学生に配慮しながら適切に実施されている。海外教育（特別）（実践）研究は，事後アンケートでも満足度が高く，異文化理解が深まっている。留学生を対象とした各事業は，特に日本文化に触れることができるバスツアーや留学生スキーのつどいへの参加者が多い。上越教育大学国際交流のつどいは，例年地域の方々から多数の参加があり，留学生の発表や懇親会でのパフォーマンスが好評を得ている。

以上のことから，計画に基づいた活動が適切に実施され，成果が上がっていると判断する。

**観点 10-3-③ 国際交流を担当する教職員が配置されているか。**

**（観点到に係る状況）**

国際交流推進センターに平成 26 年 10 月から専任教員 1 名が配置されており，「海外教育（特別）（実践）研究 A～E」の企画立案，授業の実施及び現地への引率，協定校からの受入れに係る連絡調整，外国人留学生による国際理解教育派遣プロジェクト等への指導・助言，留学を希望する日本人学生への指導・連絡など多岐にわたる業務を担当している。特に「海外教育（特別）（実践）研究」は，関係する協定校のアドバイザーと協力し，日程や授業内容の検討，現地での授業実践に係る指導，協定校担当者との意見交換などを行っている。また，研究連携課国際交流チームに常勤職員 2 名，非常勤職員 2 名を配置し，「海外教育（特別）（実践）研究」，協定校の受入れ，留学生の受入れや各種行事の実施に係る事務手続きのほか，「外国につながる子どもたち」への修学支援事業に係る業務を行っている。さらに，留学生交流プラザに非常勤職員 1 名を配置し，留学生へのきめ細かい対応を行っている。

**（分析結果とその根拠理由）**

専任教員 1 名を配置し，海外の大学との協定に係る交渉や海外教育（特別）（実践）研究に関する先方との連絡調整，授業の実施などを迅速かつ適切に行っている。また，専任教員と職員，協定校アドバイザー等の関係教職員が連携し，国際交流事業を円滑に進めている。

以上のことから，国際交流を担当する教職員が適正に配置されていると判断する。

観点10-3-④ 国際交流活動の改善のための取組が行われているか。

(観点に係る状況)

国際交流推進センター運営委員会の下に2つの専門部会(協定校交流推進専門部会、留学生支援専門部会)を置き、協定校との交流に関する事項や留学生支援に関する事項について検討・改善を行っている。

海外教育(特別)(実践)研究について、実施後に参加者へのアンケート調査を行っている。平成29年度に「海外教育(特別)(実践)研究E」(台湾)を実施した際には、平成27年度のアンケート結果を踏まえ、台湾の事情をより深く知るため台湾からの留学生に話してもらう時間を設けたり、現地での授業実践について、担当する学年やクラスを事前に把握したり、授業実践の回数を増やしたりするなど、授業改善を行っている。

留学生と教職員、チューター等が集まり、留学生の意見を聴取するとともに、教職員と留学生の親睦を深めることを目的とした「外国人留学生との意見交換会」を年1回実施している。留学生からの意見・要望等を取りまとめ、要望の多い事項から対応している。例えば、冬期の買い物が不便との意見が多くあったため、大学バスでの送迎による買い物を実施するなど留学生支援に努めている。

「海外との研究交流事業」について、本学の国際交流推進計画及び国際交流に係る基本方針に沿った研究交流内容であり、同時に研究交流により得られる成果等の大学全体への還元が期待される内容に対して支援することを目的とした事業であることを明確にするため、選考に関する方針の見直しを行った。

(分析結果とその根拠理由)

国際交流の各事業は、参加者や留学生からの意見の聴取により、改善を図りながら実施している。

以上のことから、国際交流活動の改善のための取組が行われていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 平成26年度に国際交流推進センターが設置され、これに伴う関係委員会の整備、専任教員の配置により、国際交流活動を推進する体制が整ったことから、平成28年度に基本方針を策定し、取組を進めている。
- 今後センターの組織がさらに十分な機能を果たすことができるよう、センター長、専任教員、委員会委員、協定校アドバイザー等が、それぞれの役割を認識しながら連携に努めている。

【改善を要する点】

- 特になし